

手 続 編

2. 給水装置工事の申込み	
2. 1 申込書及び関係書類の提出	8
2. 2 工事申込み・設計審査	9
2. 3 関係機関への調査及び通知	10
2. 4 工事着手	10
2. 5 給水装置工事の設計変更	11
2. 6 給水装置工事の中止	11
2. 7 その他、給水装置工事施工上の留意点	11
2. 8 指定事業者及び管理者が行う中間及び竣工検査	12

2. 給水装置工事の申込み

2. 1 申込書及び関係書類の提出

給水装置工事の申込みの際には、申請書及び関係書類を作成し提出すること。

1. 「給水装置工事施行承認申込書」、「給水装置工事施行書」及び「給水装置工事使用材料表兼検査確認報告書」
2. 「水理計算書」
3. 「給水装置所有者変更届出書」
4. 「給水申込書」
5. その他関係書類

<解説>

- 1) 「給水装置工事施行承認申込書」は工事種別毎に作成すること。
- 2) 申込みは、次の様式及び部数を提出すること。
 - (1) 「給水装置工事施行承認申込書」 原本 1 部（白色上質紙 90kg を使用すること）
 - (2) 「給水装置工事施行書」 3 部
 - (3) 「給水装置工事使用材料表兼検査確認報告書」 1 部
- 3) 次の場合は「水理計算書」を提出すること。
 - (1) 給水管又はメーター口径が 40mm 以上の場合。
 - (2) 直結給水方式で 3 階以上に給水する場合。
 - (3) 共同住宅（店舗及び事務所併用も含む）の場合。
 - (4) その他管理者が必要と認めた場合。
- 4) 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届出書」を提出すること。
- 5) メーターを新設及び増減径等により払出しを必要とする場合は「給水申込書」を申込みと同時に提出すること。
 - (1) 給水装置所有者情報、設置場所、使用者、きょう及び設置状況欄の記載をすること。
 - (2) 払出しは工事承認後となる。
- 6) 給水装置工事の承認までに緊急に給水装置工事を必要とする場合は、「給水装置工事特殊承認申込書」による申込みをして承認を得ること。なお、特殊承認工事の範囲は次のような立会検査を要しない範囲とし、特殊承認申込日から 6 ヶ月以内までに必ず給水装置工事の申込みをすること。
 - (1) 建築物の新築に伴う場合は、給水管の埋設等が考えられるが、水圧を加えない状況とする。
 - (2) 建築物の解体に伴う場合は、メーター撤去及び給水管キャップ止等とすること。なお、その後に撤去したメーターを再設置する場合は新設又は移設工事、再設置しない場合は撤去工事が必要となる。
- 7) 完成書類提出遅延を防止するため、「給水装置工事施行書」の「竣工」欄に完成予定日を記載すること。なお、完成予定日の設定には建築又は解体業者と連絡を密にすること。変更する場合は「2. 5 給水装置工事の設計変更」によること。
- 8) 申込書への申込者の押印は不要であるが、後日トラブルとなった場合に対応できるよう工事申込みに対する同意確認の方策を確立しておくこと。

2. 2 工事申込み・設計審査

給水装置工事の申し込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。

<解説>

1) 事前協議

- (1) 3階以上の直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、原則として事前に協議が必要である。ただし、3階までの直結直圧給水の場合は省略できる。（「Ⅱ. 中高層建築物直結給水取扱基準」参照）
- (2) 直結加圧給水の場合は、階層に限らず(1)と同様に事前に協議が必要である。
- (3) その他、技術的に判断が難しい場合は、申込前に協議すること。

2) 設計審査

設計審査窓口は、水道課審査維持係とし、受付は平日 17 時までを原則とする。

3) 市納付金について

メーター設置負担金（以下「負担金」という。）及び設計審査・工事検査手数料（以下「手数料」という。）は、条例及び「Ⅳ. 関係法令 14. 帯広市給水装置工事負担金納入事務処理要領」並びに「Ⅳ. 関係法令 15. 帯広市給水装置工事手数料徴収要領」に基づき納入すること。ただし、管理者が必要と認めたとき（納入者が官公署等の場合）は、別に納期限を定めることができる。

(1) 負担金

- ア 納入者は「給水装置工事施行承認申込書」の申込者とする。
- イ 条例別表 2 に基づいたメーター口径対象額の合計額を納入すること。
- ウ 新設工事に伴う撤去及びメーター口径変更が伴う改造工事については、撤去するメーター又は口径変更前の口径に伴う額を控除する。（施行規程第 16 条に該当する場合以外は還付しない。）
- エ 「Ⅳ. 関係法令 23. 受水槽以下メーターの各戸検針承認基準」による「各戸検針及び使用料金の徴収等に関する契約書」を平成 28 年 3 月 31 日までに交わした建築物の受水槽以下に設置している子メーターは市メーターとして取扱い、親メーターについては市の管理用メーターとして取扱う。これに伴い前項の控除対象となる撤去メーターは旧子メーターの口径及び個数により取扱う。また、直結加圧装置以下の子メーターについても同様に取扱う。

(2) 手数料

- ア 納入者が申込者以外の場合は、「給水装置工事施行承認申込書」手数料払込者欄に納入者を記載し押印すること。（申込者が納入する場合の記載は不要。）
- イ 条例別表 3 に基づいた新設及び改造の区分毎の対象額の合計額を納入すること。
 - a) 新設の手数料とは、新設工事及び臨時工事における新たにメーターを新設する場合及び私設消火栓を設置する場合に徴収する。
 - b) 改造の手数料とは、新設工事及び改造工事における既設メーターの移設及び増減径等をする場合に徴収する。
 - c) 次の工事の場合は手数料を徴収しない。
 - ① 撤去工事及び大口工事の場合
 - ② b) の工事のうち、メーター以降の給水装置の一部を撤去する場合
 - ③ b) の工事のうち、配管延長が 3m を超えない場合。

2. 3 関係機関への調査及び通知

指定事業者は、工事着手前に掘削及び占用等について、関係機関へ必要な調査及び申請手続きを行うこと。また、事前に埋設物等の調査を行い、必要に応じて埋設物管理者等に立会いを求めること。

<解説>

- 1) 工事に関する調査関係機関は次のとおり。
 - (1) 道路管理者（市道、道道、国道）
 - (2) 河川管理者（準用河川、普通河川、道河川、1級河川）
 - (3) 下水道事業管理者
 - (4) 電気、ガス、電話等通信の各管理者
 - (5) 交通事業管理者 (6) 警察署長 (7) 消防署長
- 2) 道路占用許可申請については、道路管理者との取決めにより管理者が申請者となっている。このことから指定事業者は、給水装置工事の設計審査完了後に道路占用許可の申請手続きを行うこと。また、許可までに日数を要することから、工事日程を勘案して申請手続きを行うこと。
 - (1) 道路占用許可申請の流れ
 - a) 提出書類
 - ① 理由書 ② 位置図
 - ③ 施工図（平面図、断面図、掘削復旧断面図、復旧平面図、占用物件の求積表等）
 - b) 提出部数
 - ① 市道 前項の提出書類を各2部ずつ提出すること。
 - ② 道道 前項の提出書類を各4部ずつ提出すること。
 - ③ 国道 前項の提出書類を各1部提出すること。
 - c) 許可までの日数
 - ① 市道 約2週間 ② 道道、国道 約3～4週間
 - 3) 道路使用許可については、道路交通法第77条第1項第1号の規定により、「道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人」は当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないとされている。また、同法第2条第1項第1号の規程により、道路とは、
 - ① 道路法第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）
 - ② 道路運送法第2条第8項に規定する自動車道（有料高速道路等）
 - ③ 一般交通の用に供するその他の場所（①②以外で不特定人の自由な通行が認められている道路等）と規定されている。故に、道路管理者以外が所有している道路（住宅課や契約管財課等所管の道路）や位置指定道路は③に該当するため、道路使用許可が必要となる。

2. 4 工事着手

給水装置工事は、設計審査終了後、管理者の承認を得てから着手すること。

<解説>

- 1) 承認には、負担金及び手数料の納入確認が必要となる。確認方法は納付書の領収書（コピー可）又は水道課ファイリングシステム内の収入簿により確認する。
- 2) 指定事業者（主任技術者）は、工事着手にあたり、本市に対し現場（中間・竣工）検査の連絡調整を行うこと。

2. 5 給水装置工事の設計変更

指定事業者は、給水装置工事の設計審査の承認後に、次に示す内容の変更が生じたときは検査を受ける前に設計変更申請を提出し再審査の承認を得ること。

1. 分岐位置を変更する場合。（分岐する配水管及び道路の変更）
2. 分岐からメーター手前までの管種及び口径を変更する場合。
3. メーター口径を変更する場合。
4. 給水方式を変更する場合。（直結直圧式・直結加圧（増圧）式・受水槽式）
5. 給水管の埋設位置及び給水用具を大幅に変更する場合。
6. 工事完成予定日を延長する場合。

<解説>

- 1) 設計審査の承認後に上記に示す設計変更が生じた場合には、別に定める「給水装置工事設計変更承認申込書」に変更理由を明記して提出すること。また、完成書類提出の遅延を防ぐため、完成予定日を延期する場合も同様に提出すること。
- 2) 上記以外で判断が難しい場合には事前に市と協議すること。
- 3) 設計変更により負担金額が変更となる場合、差額を追徴又は還付する。
- 4) 設計変更により手数料が変更となる場合、差額は追徴するが還付はしない。

2. 6 給水装置工事の中止

給水装置工事の承認後に工事を中止する場合は、速やかに給水装置工事の中止を届出ること。

<解説>

- 1) 給水装置工事の承認後に工事を中止することとなった場合は、別に定める「給水装置工事中止届」に工事中止理由を明記して届出ること。
- 2) 「給水装置工事中止届」が受理された場合は、既納の負担金は還付するが、手数料は還付しない。

2. 7 その他、給水装置工事施工上の留意点

1. 新築工事又は解体工事等に伴い、工事用水が必要となる場合は、あらかじめ工事用水の使用を申込み、工事完成書類提出時には原則として完了すること。
2. 私設消火栓を設置しようとする場合は、給水装置工事承認申込時に申出て、審査を受けること。

<解説>

- 1) 工事用水の必要性については事前に十分に検討し、必要となる場合は「工事用水使用届」を提出するこ

- と。なお、工事完成書類の提出時には原則として工事用水の使用を完了していることとし、完成予定日の設定には注意すること。詳細は「IV. 関連法令 17. 帯広市工事用水（臨時用）事務処理要領」による。
- 2) 私設消火栓の設置にあたっては、帯広市消防本部と事前協議をすること。

2. 8 指定事業者及び管理者が行う中間及び竣工検査

1. 指定事業者（主任技術者）は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。
3. 管理者が行う検査は中間検査と竣工検査とする。

<解説>

- 1) 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することとなるため、主任技術者は確実に中間及び竣工検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
- 2) 検査内容等については、「IV. 関連法令 9. 帯広市給水装置工事検査要綱」による。
- 3) 管理者の検査
 - (1) 中間検査 配水管取付口からメーターまでの現地立会検査であり、水圧確認、メーター動作確認、共同住宅等のメーター交差確認、水質（残塩）確認、分水又は分岐閉止確認等
 - (2) 竣工検査 末端蛇口までの現地立会検査及び竣工図等の書類検査
※中間検査及び竣工検査の現地立会検査は、検査前日までに工事検査に必要となる「給水装置工事施行書」及び「給水装置工事使用材料表兼検査確認報告書」等の書類を添えて申込むこと。
※申込者の都合等により閉庁日に検査を要する工事を実施する場合は、必ず事前に管理者に通知すること。なお、その場合は写真検査とするが、それ以後の不良施工による漏水等が発生した場合は当該指定事業者にて対応すること。また、数日中にメーター動作及び水質の中間検査を受けること。
※水圧試験の写真検査の場合は、「日付」及び「開始と終了時刻」が確認できるように電波時計等を使用して保持時間が確認できるように撮影すること。
 - (3) 責任施工 指定事業者は次の範囲で管理者が別に定める責任施工とすることができる。ただし、メーターの交差確認を要するものについては交差確認のみ現地立会検査を行うものとする。
詳細は「IV. 関連法令 22. 責任施工取扱基準」による。
 - a) メーター以降の施工及び現地検査。
 - b) 直結加圧給水の場合は、ブースターポンプユニット以下の施工及び現地検査。
 - c) 受水槽給水の場合は、受水槽以下の設備の施工及び現地検査。
 - d) 撤去工事の施工及び現地検査（分水及び分岐閉止工事を除く）。
 - (4) 写真検査 基本的には責任施工の認定を受けている事業者によるメーター2次側のみの工事を対象とするが、あらかじめ管理者が指示したものについては現地立会検査を省略し、写真による竣工検査とする。この場合、「良質土」や「本舗装復旧」等の現地立会で確認できない重要な写真を撮り忘れないよう注意すること。

給水装置工事に関する事務処理フローチャート

